

誓 約 書

当社（当法人）は、地方独立行政法人青森県産業技術センターとの取引に当たり、「地方独立行政法人青森県産業技術センターとの契約等に当たっての注意事項」を理解し、下記の①から③を含む、いかなる不正・不適切な契約等を行わないことを誓約します。

- ① センターの規程等を遵守し、不正に関与しないこと。
- ② 監査及び調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合に協力すること。
- ③ 職員から不正な行為の依頼等があった場合には、速やかに不正通報窓口に通報すること。

また、当社（当法人）に、上記に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

平成 年 月 日

地方独立行政法人青森県産業技術センター ○○研究所長 殿

（会社名）

（代表者役職・氏名）

(第2号様式裏面)

地方独立行政法人青森県産業技術センターとの契約等に当たっての注意事項

1. 地方独立行政法人青森県産業技術センターでは、当該年度又は契約期間の購入・納品を徹底いたします。特に年度末には納期を厳守してください。災害や事故等によりやむを得ず納品が不可能となった場合には速やかに申し出てください。納品日付の改ざん、品目・数量・金額の改ざんを要求された場合には下記通報窓口へ御連絡ください。通報により不利益な取扱いをすることは絶対ありません。
2. 納品に当たっては、必ず納品検収担当職員が行うこととしております。また、架空納品を防ぐために発注者と納品検収者が同一の者とならないような体制をとっております。納品検収担当部署で確認が行われていないものを、直接使用研究員へ納品することは行わないでください。また、納品検収担当部署以外から、直接納品や引き取り等を依頼された場合には下記通報窓口へ御連絡ください。
3. 納品書及び請求書には必ず業者の方が発行日付、納品日付を記入してください。日付を空白にすることは絶対に行わないでください。日付を空白にするよう依頼された場合には下記通報窓口へ御連絡ください。
4. 監査体制の強化により、「少額多数の取引」、「取引金額上位の取引」についてはモニタリング調査を行う場合があります。調査に際して、元帳・出庫伝票・売掛帳（全て写し可）の提出を求める場合がありますので御協力ください。
5. 取引上（入札参加資格改ざん含む）の不正が発覚した場合は処分が行われます。この場合、当センターのみならず、政府機関を始め、全ての公的機関に通知されますので、御留意願います。
6. 当センターは地方独立行政法人です。内部監査、青森県監査委員による監査の他、各省庁による監査、会計検査院による検査、国税局（税務署）による監査等が行われます。各種監査時には書類提出等を御依頼することもありますので御協力願います。

【不正通報窓口】

地方独立行政法人青森県産業技術センター
本部事務局企画経営室

T e l 0 1 7 2 - 5 2 - 4 3 1 9

F A X 0 1 7 2 - 5 2 - 4 3 9 9

e-mail tsuho@aomori-itc.or.jp